

# 第30回成田市農業委員会総会議事録

平成28年12月22日

成田市農業委員会

1. 開催日時 平成28年12月22日(木)  
午後2時39分から午後3時44分

2. 開催場所 成田市役所 6階 中会議室

3. 定数及び現員 定数29名 現員29名

4. 出席委員 28名

議長	根本喜久治	15番	加藤衛
1番	根本正康	16番	高木勲
2番	加瀬雅英	17番	瀧澤きみ子
3番	岩澤貞男	18番	鳥羽陽一
4番	円城寺芳夫	19番	大隅英樹
5番	檜垣金一	21番	成毛孝
6番	若松義幸	22番	櫻井浩子
7番	川崎貞男	23番	伊藤勝
8番	根本秀夫	24番	岡野政男
9番	小川明一	25番	朝倉けい子
10番	齊藤均	26番	佐藤芳明
12番	菅澤誠	27番	石原喜久勇
13番	水野健治	28番	荒居和恵
14番	大木清志	29番	飯笹雄次

5. 欠席委員 1名

11番 岩立隆

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 平成28年度第10次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 平成28年度第5次農用地配分計画について

議案第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長 木内悦夫

農地係長 土屋祐介

振興係長 堂本周助

主査 平山美登

主査 高木信一

(午後2時39分開会)

○議長(根本会長) ただ今の出席委員は28名です。欠席委員は、10番 岩立隆委員です。定足数に達しておりますので、ただ今から、第30回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

議案の審議に先立ちまして、11月の総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布いたしました諸般の報告のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、3番 岩澤貞男委員、4番 円城寺芳夫委員の兩名を指名いたします。また、書記に堂本係長を任命します。

本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 平成28年度第10次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 平成28年度第5次農用地配分計画について

議案第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案5件、報告4件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 3ページでございます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。全体で4件の申請がございました。

①売買でございます。3件の申請がございました。1番、下方にお住いの譲受人が、台方にお住いの譲渡人が所有する下方の田1筆、413㎡を、売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は「自作地に隣接する農地を取得し、農業経営の効率化を図りたい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は「高齢で後継者もいないため、申請地を譲渡し、農業経営を縮小したい」というもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番と4ページの3番、続く②賃借権の設定の1番は、同一譲受人の案件ですので、一括してご説明いたします。幡谷にお住いの譲受人が、久住中央2丁目にお住いの譲渡人から幡谷の田1筆、1,261㎡と、同じく久住2丁目にお住いの譲渡人から幡谷の田1筆、1,294㎡を、それぞれ売買により取得し、併せて、幡谷にお住いの賃借人が所有する、幡谷の田2筆、計1,224㎡に、賃借権を設定したいという申請でございます。譲受・賃借人の事由は、「自宅に近い農地を取得・借り受けし、農業経営の規模を拡大したい」というもので、取得・借り受け後は、自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人・賃借人の事由は、いずれも「耕作が困難なため、申請地を譲渡・貸し付けし、農業経営を縮小したい」というもので、総会資料2ページに案内図がございます。なお、譲受人につきましては、現在の経営面積が1,610㎡のため、本3件が許可になった場合、50アール要件を満たすこととなります。

以上で議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

○議長 次に、事務局より、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

○議長 平山主査

○平山主査 3条①売買の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事

業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。それから、許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしております。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、1番は田を取得し、水稻を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから売買の1番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、補足説明をさせていただきますが、申請地は、今まで譲受人が譲渡人との間で賃貸借契約、いわゆる小作契約により耕作して参りましたが、今般、その合意解約をし、売買により取得することになったものでございます。また、譲受人は、すでに申請地の周囲のすべて、約7反歩を自作地として耕作しておりますので、今般、申請地を取得することにより、農業経営の効率化を図れると思われまます。

①売買の2番と3番、②賃借権の設定の1番は、関連がございますので、一括して、ご説明させていただきます。①売買の2番と3番、②賃借権の設定の1番につきましては、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については要件を満たしております。第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、今回取得することにより要件を満たすと思われまます。許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする規定されており、「農作業に常時従事すること」の要件を満たすものと判断されます。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の2番と3番及び賃借権の設定の1番は、田を取得し水稻を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから売買の2番と3番及び賃借権の設定の1番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。補足説明させていただきますが、譲受人は、今まで、面積的には5反歩はありませんが、長い間、同じ水田を耕作し、維持管理してきたようです。農機具も、コンバイン、トラクターや田植機など水田をやるのに必要なものは、一式、揃っており、他に仕事はやっていない

とのことで、農業に専念しているようです。今般、譲受人は、農業経営を拡大したい気持ちが強く、また、譲渡人は、幡谷から久住中央の市街化区域に移転したことで、水田の耕作が出来なくなったこともあり、双方の事情が一致してこの申請が提出されたようです。賃借権の設定につきましては、賃貸人と賃貸人の後継者も、高齢で耕作ができないので、貸し付けることになったようで、将来的には、売買することも考えているようです。

なお、認定農業者の方は、おりません。以上でございます。

○議長 ただ今の説明に関連して、①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 去る12月19日、午後1時から、402会議室におきまして、第1小委員会を開催いたしました。委員8名の出席により、本総会に提案される各議案につきまして、現地調査及び事前審査を行いました。それでは、報告に入ります。

議案第1号、3条 ①売買の1番につきましては、申請地は、国道464号から南側に入った、麻賀多神社に近い、市道台方稷山下方浅間下線沿いの農地で、現状は、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。

本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、1番は可決されました。

○議長 次に、①売買の2番と3番、②賃借権の設定の1番は関連がございますので、一括して審議いたします。小委員長より、小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 ①売買の2番と3番、②賃借権の設定の1番につきましては、①売買の2番の申請地は、市道久住駅前線から東側に入った、久住中央4丁目の東に位置する農地で、市道幡

谷3号線沿いの農地で、現状は、田として管理されておりました。①売買の3番の申請地は、市道幡谷4号線から北側入った、JR成田線の東に位置する農地で、現状は、田として管理されておりました。②賃借権の設定の1番の申請地は、市道久住駅前線から東側に入った、久住中央4丁目の北に位置し、市道幡谷1号線に隣接した農地で、現状は、田として管理されておりました。審査の中で、「農地の取得に際して、農業用の機械を所有していることは必須条件なのか」という質問がありましたが、「農地取得に当たっては、労働力や機材等について確認する必要があり、農業用機械の所有が必須であるとは言えないが、所有していない場合は借りる相手が決まっているなど、農業経営に十分な環境が整っていることが必要」とのことでした。また、譲受人の年齢は66歳とのことでした。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の2番と3番、②賃借権の設定の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番と3番、②贈与の1番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

①売買の2番について、小委員会報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の2番は可決されました。

次に、①売買の3番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の3番は可決されました。

次に、②賃借権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、②賃借権の設定の1番は可決されました。

以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。



(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 5ページをお開き願います。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。全体で8件の申請がございました。

①売買でございます。3件の申請がございました。1番、名古屋にお住いの譲受人が、猿山にお住いの譲渡人が所有する、猿山の畑1筆、419㎡を売買により取得し、「専用住宅用地」に転用したいという申請でございます。総会資料3ページに案内図、4ページに公図の写しがございます。

次に2番と3番は、関連がございますので、まとめてご説明いたします。説明に先立ちまして、議案の2番と3番で転用事由の表記が異なっておりますが、同一事業ですので転用事由も同じで、事由はともに2番の通りです。お詫びして訂正をお願いいたします。2番と3番は、譲受人である、下福田の法人が、米野にお住いの譲渡人が所有する宝田の田2筆と畑3筆、計1,473㎡と、宝田にお住いの譲渡人が所有する宝田の畑1筆、522㎡、合計1,955㎡を売買により取得し、運送事業の拡大に伴い、「車両置場拡張用地」に転用したいという申請でございます。総会資料5ページに案内図、6ページに公図の写しがございます。なお、事業区域全体の面積は、雑種地2筆の一部、348㎡を含むため、2,343㎡でございます。

6ページでございます。②贈与でございます。1件の申請がございました。1番、酒々井町にお住いの受贈者が、川栗にお住いの贈与者から、川栗の畑1筆、田1筆、現況畑2筆、計221㎡の贈与を受け、「専用住宅用地」に転用したいという申請で、祖母から孫への贈与でございます。なお、事業区域全体の面積は、受贈者所有の347番2、宅地73.89㎡を含むため、294.89㎡でございます。総会資料7ページに案内図、8ページに公図の写しがございます。

③使用貸借権の設定でございます。2件の申請がございました。1番と2番は関連がございますので、まとめてご説明いたします。同一の借受人と貸付人により、2つの事業が同時に申請されている案件でございます。なお、議案作成に当たっては、申請書を基準に処理することとなっております。1番は川栗にお住いの借受人が、同居の父である貸付人から、川栗の田2筆、計419㎡を、2番は同じく川栗の田2筆、計442㎡を借り受けて、それぞれ「太陽光発電施設用地」として転用したいという申請でございます。総会資料9ページと11ページに案内図、10ページと12ページに公図の写しがございます。

7ページをお開き願います。④賃借権の設定でございます。1件の申請がございました。1番、賃借人である山武郡横芝光町の法人が、松崎にお住いの賃貸人2名が共有する松崎の畑1筆の一部、60㎡に賃借権を設定して、北千葉道路工事に伴う「仮設道路用地」として転用したいという申請でございます。総会資料13ページに案内図、14ページに公図の写しがございます。

⑤地上権の設定でございます。1件の申請がございました。1番、地上権者である匝瑳市の法人が、小菅にお住いの方が所有する小菅の畑1筆、1,004㎡に地上権を設定して、「太陽光発電施設用地」として転用したいという申請でございます。総会資料15ページに案内図、16ページに公図の写しがございます。

以上で議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

○議長 続きまして、①売買の1番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条①売買の1番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、専用住宅用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、平成29年2月1日着手、5月30日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについて、道路法については、事業区域内へ進入口を設けるための法面切土工等の承認申請書及び合併浄化槽からの排水管接続に伴う占用許可申請書が12月6日付けで受け付けされております。計画面積の妥当性については、419㎡の敷地に、建築面積約104㎡の専用住宅を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500㎡を下回っていることから妥当な計画面積となっております。周辺農地の営農への支障については、北側に赤道を挟んで畑、東側にも畑がありますが、ほぼ同レベルか申請に係る農地の方が低いため土砂の流出はないと認められます。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 議案第2号、5条①売買の1番につきましては、申請地は、下総みどり学園の北側、市道中学校線の北側に隣接する農地で、現状は畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、1番は可決されました。

続きまして、①売買の2番と3番は関連がございますので、一括して審議いたします。事務局より法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条①売買の2番と3番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地のため、平成28年11月1日公告により除外済です。除外後は、第1種農地です。第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、運送事業の拡大に伴い、既存施設の拡張整備事業の用に供するために行われるものであるため、許可できる例外規定に該当します。転用目的は、車両置場拡張用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、平成29年2月1日着手、5月31日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについて、都市計画法については、現在、事前協議中です。計画面積の妥当性については、事業実績書及び事業計画書等を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。周辺農地の営農への支障について、土砂の流出防止については、事業区域の周囲に土堤を設置し、申請に係る事業区域を雨水浸透槽として兼用する計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 ①売買の2番と3番につきましては、申請地は、国道408号の東側、市道宝田下堤線の南側の農地で、現状は木が生い茂り、周囲の山林と一体化しておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の2番と3番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番と3番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

2番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、2番は可決されました。

続いて、①売買の3番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、3番は可決されました。

続いて、②贈与の1番について、事務局より法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条②贈与の1番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、専用住宅用地です。資力及び信用についてですが、融資事前審査書等が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、平成29年3月7日着手、6月15日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについて、都市計画法については、近日中に本申請を提出する予定です。計画面積の妥当性について、申請に係る事業区域として、畑2筆と約74㎡の宅地1筆を加えた約295㎡の敷地に、建築面積約75㎡の専用住宅を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500㎡を下回っていることから妥当な計画面積となっております。周辺農地の営農への支障について、土砂の流出防止については、申請に係る事業区域の周囲は既にコンクリートブロックで土止めされています。また、事業区域内に雨水浸透マスを設置する計画です。なお、

農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 ②贈与の1番につきましては、申請地は、東関東自動車道の南側、市道大清水東和田線の北側に入った農地で、現状は畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②贈与の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②贈与の1番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、②贈与の1番は可決されました。

続きまして、③使用貸借権の設定については、1番と2番に関連がございますので、一括して審議します。まず事務局より法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条③使用貸借権の設定の1番と2番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、太陽光発電施設用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、平成29年2月1日着手、3月31日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、経済産業省より設備認定済みとなっております。計画面積の妥当性について、面積要件はありません。周辺農地の営農への支障について、土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地で、現状のまま利用することから、事業区域内の自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 ③使用貸借権の設定の1番と2番につきましては、申請地は、東関東自動車道の南側、市道大清水東和田線の北側に隣接する農地で、現況は畑として管理されておりました。審査の中で、発電量がどのくらいかとの質問がありましたが、1番が27.5キロワットでパネル120枚、2番が22キロワットでパネル99枚とのことでした。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③使用貸借権の設定について採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

③使用貸借権の設定の1番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、1番は可決されました。

続いて③使用貸借権の設定の2番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、2番は可決されました。

次に、④賃借権の設定の1番について、事務局より、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条④賃借権の1番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地のため、第3種農地に該当します。転用目的は、北千葉道路工事に伴う、市道松崎玉造線の仮設道路用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、許可後に着手し、平成29年10月25日完了の予定です。計画面積の妥当性について、面積要件はありません。周辺農地の営農への支障について、土砂の流出防止については、申請に係る農地を整地し、アスファルト舗装を施し、排水側溝を設置する計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集

团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。一時転用である場合の妥当性について、農地の復元については、作付け時期が未定ではありますが、キャベツを作付けする旨の誓約書が添付されています。また、転用目的、期間等、特に問題は認められません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、成田湯川駅の西側、市道松崎玉造線の東側に隣接する農地で、現況は畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、④賃借権の設定の1番について、採決いたします。

本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、1番は可決されました。

次に、⑤地上権の設定の1番について、事務局より、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条⑤地上権の設定の1番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、太陽光発電施設用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、平成29年4月1日着手、5月31日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、経済産業省より設備認定済みとなっております。計画面積の妥当性について、面積要件はありません。周辺農地の営農への支障について、土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地で、軽く転圧をかけ周囲に盛土をし、事業区域内の自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 ⑤地上権の設定の1番につきましては、申請地は、京成本線の北側、県道成田小見川鹿島港線の北側に入った農地で、現況は畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、⑤地上権の設定1番について、採決いたします。

本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、1番は可決されました。

以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第3号、平成28年度第10次農用地利用集積計画の決定については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、鳥羽委員は議事に参与できませんので、暫時退室願います。

(鳥羽委員退室)

○議長 それでは、議案第3号、平成28年度第10次農用地利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 8ページでございます。議案第3号、平成28年度第10次農用地利用集積計画の決定について、でございます。成田市長より農業経営基盤強化促進法第18条の規定により9ページのとおり、平成28年度第10次農用地利用集積計画(案)の協議がありましたので、提出いたします。計画の概略につきまして、10ページと11ページの総括表により、ご説明いたします。なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表(案)につきましては、12ページから25ページをご覧ください。

それでは、10ページでございます。1-1利用権設定でございます。今回は、すべて賃借権の設定となります。契約期間3年のものが、1万546㎡、田6筆2件、畑5筆2件で、



詳細は12ページの1番から4番でございます。同じく契約期間5年のものが、6,000㎡、田2筆1件で、詳細は12ページの5番でございます。同じく契約期間6年のものが、7万6,415.44㎡、田60筆11件で、詳細は13ページの6番から16ページの16番でございます。同じく契約期間10年のものが、6万3,471㎡、田49筆13件で、詳細は16ページの17番から18ページの29番でございます。合計の契約面積は、15万6,432.44㎡、田117筆27件、15万2,531.44㎡、畑5筆2件、3,901㎡でございます。内訳は、新規設定が契約面積13万7,513.44㎡、田106筆23件、13万3,612.44㎡、畑5筆2件、3,901㎡でございます。再設定が契約面積1万8,919㎡、田11筆4件でございます。

11ページをお開き願います。1-2利用権設定(転貸)でございます。農地利用集積円滑化団体であります、公益財団法人成田市農業センター、かとり農業協同組合が借り受けた農地を貸付するものでございます。今回はすべて賃借権の設定となります。契約期間3年のものが、5,044㎡、田1筆1件、畑5筆2件で、詳細は19ページの1番から3番でございます。同じく契約期間5年のものが、6,000㎡、田2筆1件で、詳細は19ページの4番でございます。同じく契約期間6年のものが、7万6,415.44㎡、田60筆11件で、詳細は19ページの5番から22ページの15番でございます。同じく契約期間10年のものが、5万2,734㎡、田41筆10件で、詳細は23ページの16番から25ページの25番でございます。合計の契約面積は、14万193.44㎡、田104筆23件、13万6,292.44㎡、畑5筆2件、3,901㎡でございます。内訳は、新規設定が契約面積12万1,274.44㎡、田93筆19件、11万7,373.44㎡、畑5筆2件、3,901㎡でございます。再設定が契約面積1万8,919㎡、田11筆4件でございます。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われま。

以上で議案第3号、平成28年度第10次農用地利用集積計画の決定について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 議案第3号につきましては、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第3号、平成28年度第10次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。退室されていた委員の入室をお願いします。

(鳥羽委員 入室)

○議長 次に、議案第4号、平成28年度第5次農用地利用配分計画については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、大木委員は議事に参与できませんので、暫時退室願います。

(大木委員退室)

○議長 それでは、議案第4号、平成28年度第5次農用地利用配分計画について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 26ページでございます。議案第4号、平成28年度第5次農用地利用配分計画について、でございます。成田市長より、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、27ページのとおり、平成28年度第5次農用地利用配分計画(案)の協議がありましたので、提出いたします。貸付の計画につきましては、議案第3号でご審議いただきましたが、農地中間管理機構に貸し付けた農地を担い手へ配分する計画が本議案でございます。これまでは、地域において集約した農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手へ配分する計画でしたが、今回は貸し手が個別に機構へ申し込みをし、調整がついた案件でございます。

それでは、計画の概略につきまして、28ページの総括表によりご説明いたします。なお、詳細の農用地利用配分計画一覧表(案)につきましては、29ページをご覧ください。それでは、28ページでございます。賃借権の設定で、契約期間10年のものが、5,387㎡、

田6筆2件で、詳細は29ページの1番と2番でございます。いずれも、新規の権利設定でございます。

以上で議案第4号、平成28年度第5次農用地利用配分計画について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 議案第4号につきましては、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号、平成28年度第5次農用地利用配分計画について、を採決いたします。

本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。退室されていた委員の入室をお願いします。

(大木委員 入室)

○議長 次に、議案第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 30ページでございます。議案第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、でございます。これは、相続税、あるいは贈与税の納税猶予を受けている特例農地について、農業経営がされているかを確認し、納税猶予を継続するために必要な証明書を交付するものでございます。

1番と2番は同一の被相続人から相続を受けたご夫婦による証明願ですので、まとめてご説明いたします。新駒井野にお住いの願出人2名が、ともに平成4年2月19日から相続税

の特例を受けている農地について、引き続き農業経営を行っている旨の証明願があったものでございます。今月19日の第1小委員会で現地確認を行っていただき、1番は新駒井野の畑1筆、1,983㎡の内1,000㎡について、2番は新駒井野と本城の畑5筆、4,998㎡の内、3,998㎡について、自ら所有し農地として使用していることが確認されましたので、証明書を交付してよろしいか、ご審議いただくものでございます。総会資料17ページと18ページに案内図がございます。

31ページをお開き願います。3番、本三里塚にお住いの願出人が、平成5年1月11日から相続税の特例を受けている農地について、引き続き農業経営を行っている旨の証明願があったものでございます。今月19日の第1小委員会で現地確認を行っていただき、本三里塚の畑2筆、11,916㎡の内、11,580.52㎡について、自ら所有し農地として使用していることが確認されましたので、証明書を交付してよろしいか、ご審議いただくものでございます。総会資料19ページに案内図がございます。

以上で議案第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願い致します。

○議長 議案第5号については、1番と2番に関連がございますので、一括して審議します。1番と2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 議案第5号の1番と2番につきましては、1番の申請地は、主要地方道成田松尾線から西側に入った、新駒井野集落の西の角地に位置する、市道新駒井野1号線に隣接した農地で、現状は、栗畑になっておりました。2番の申請地は、1番と同じ農地の一部及び主要地方道八街三里塚線から西側に入った、本城小学校の南に位置する農地で、現状は、栗畑になっている農地と畑として管理されている農地がありました。

審査の中で、1番の農地について、残りの面積はどうなっているのかとの質問がありましたが、1番の願出人の妻である、2番の願出人が管理しているとのことでした。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、1番と2番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。1番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、1番は可決されました。

次に、2番について採決します。小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、2番は可決されました。

次に、3番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 議案第5号の3番につきましては、申請地は、主要地方道成田松尾線から東側に入った、三里塚小学校近くの、申請人の自宅に隣接した農地で、現状は、耕作されていない土地が多くを占めておりましたが、草刈りなどの管理は良好になされておりました。

審査の中で、耕作されていない農地を含む場合であっても「農地として使用している」と回答してよいのか、との質問がございましたが、願出人は、足のケガのため、また、大雨の影響などで隣接する土地から大量の水が入ってきたこともあり、今年に限ってどうしても耕作できなかったものの、これまでダイコンやニンジンなどを作付してきており、今後も耕作する意欲があるとのことでした。さらに小委員会後に、事務局から来年以降の耕作について重ねて指導したところ、間違いなく耕作するとのこと、早ければこの春から耕作を再開する予定であるとのことでした。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、3番について採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、3番は可決されました。

以上で、議案第5号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 32ページでございます。報告第1号、専決処分について、でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により専決処分をいたしましたので報告いたします。

33ページと34ページでございます。①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。2件の届出がございました。この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

35ページをお開き願います。②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出でございます。2件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地の所有者が、自ら農地を転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

36ページでございます。③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出でございます。3件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

37ページと38ページでございます。④転用事実確認証明でございます。5条で5件の証明願がございました。この証明は、転用の許可や届出後に申請内容どおり転用が完了しているかどうかを確認して、証明書を交付しているものでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでしたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で、報告第1号、専決処分について、を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 報告第1号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 39ページから44ページでございます。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。24件の通知がございました。賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 報告第2号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第3号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 45ページをお開き願います。報告第3号、農地法の許可を要しない農地転用について、でございます。

①千葉県農地転用関係事務指針の規定による、軽微な農地改良の届出が3件ございました。この届出は、従前と同等以上の土砂を用いて農地に盛土を行う場合の届出で、高さは1m未満、面積は500㎡未満などの要件がございます。添付書類も含め完備しておりましたので、

書類を受理いたしました。なお、要件に該当しない場合は、農地造成として一時転用許可が必要で、500㎡以上の土地を埋立てする場合は、残土条例が適用されることとなります。

以上で報告第3号、農地法の許可を要しない農地転用について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 報告第3号につきましては、1番の届出人について、以前、近隣の農地で認定こども園の転用申請を出していたが、これと関係があるのか、との質問がありましたが、今回は、届出のあった2筆の畑の高さと事業区域の高さをそろえて、管理しやすい状態にするための軽微な転用であるとのことでした。また、届出人は市外に住んでいますが、現在も母が近隣に住んでおり、そこへ通いながら耕作する予定であり、将来的には戻ってくる可能性もあるとのことでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第4号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 46ページから48ページでございます。報告第4号、農地等の現況に関する照会について、でございます。

①法務局の照会分として、千葉地方法務局香取支局より6件、成田出張所より9件、計15件、②東京国税局より1件、合わせて16件の農地等の現況に関する照会がございました。運営委員会、小委員会の際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答しましたので報告いたします。

以上で報告第4号、農地等の現況に関する照会について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。



(川崎小委員長の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 報告第4号につきましては、国税局からの照会は何を目的に行われるものか、との質問がありましたが、これは国税局が公売を行う際に、買受適格証明が必要かどうかを確認するための照会とのことでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号を終了させていただきます。

○議長 以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。これを持ちまして、第30回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時44分)